

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：一般事務１種 児童クラブ課 育休代替】

令和７年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1. 募集人数 1名
2. 募集職種 一般事務１種 児童クラブ課
3. 業務内容 児童クラブ課が所管する業務全般について
 - (1) 大津市立児童クラブ通所登録申請、各種届出受付及び審査業務
 - (2) 民間児童クラブへの補助金交付事務補助
 - (3) 電話・窓口対応業務、起案作成及び文書整理等業務
 - (4) システム・パソコンを使ったデータ入力及び資料作成業務
 - (5) その他事務補助業務 等【業務内容の変更範囲】：なし

4. 募集対象
 - (1) パソコン（Word、Excel）の操作が行えること
 - (2) 窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること

※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はそれに加入した人

5. 応募受付期間
令和7年5月13日（火）17時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで）

6. 応募方法
ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書
- ③筆記用具

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付期間】 令和7年5月13日（火）17時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで）

【連絡先】 大津市こども未来部 児童クラブ課
「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-528-2776

7. 選考日時及び選考会場

日時：令和7年5月15日（木）13時30分から（1時間～1時間半程度）

会場：大津市役所 別館1階 児童クラブ課

8. 選考方法

パソコン実技試験（Word、Excel）及び面接試験

9. 結果の発表

面接後7日以内に受験者本人宛に、可否通知を文書で発送します。

10. 勤務条件

任用期間	令和7年6月1日から令和7年9月30日 採用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	☐ 原則あり ☒ 原則なし
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所 児童クラブ課
勤務地変更の可能性	1 あり 2 なし
勤務日	週5日(月曜日から金曜日)
休日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
休暇	年次有給休暇 3日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日） 9時～17時 休憩60分
基本給	月給180,658円～191,488円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 ・営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。